

十九八	七六五	四	三二一	の成省○
償發発	振額最	發	用振の法發号名	平發十令國財
還行行	低額面	行	等替條律行稱	成行五年第債務
期価	單面	方	法項及の のび根 適そ拠	条件年三の告示
限格日	位金額法		記	件十二号行
償當た平十額平す額の振 還ただ成八面成るの記替 金るし十銭金十。整載法 をと、六六額五数又の 支き償年厘百年倍は規 払は還十円十の記定 う、期二に二金録に 。そが月つ月額はよ の銀二き二に、る 翌行十九二十よ最振 営休日十二る低替 業業九日も額口 日日円の面座 にに九と金簿	千千額引日替適々成社一三国三割 万万面受本機用振十債項十債回引 円円金け銀関を替三等九整々短 額行は受法年の年理定期國大臣 でに日け々法振法基國務大臣告發項 によ本ると律替律金庫債券代 兆る銀もい第に第特債券代 七乗行のう七關六別券代 百換とと。十す号會金代理 二えすし々五る。計第子 のる、の号法第法三 十七たそ規。律五へ明一百 億めの定以へ条明四十 四の振の下平第治十	財日と二日第 月九次二月第 に關十一号 月二十七條 日お日第三 りに三省 告發項 示行の昭 すし定期 た定和 。割に五 引基十 短期 期大 債平藏	の成省○ 平發十令國財 成行五年第債務 条件年三の告示 件十二号行 一月二月第 月次二月第 に關十一号 月九次二月第 日と二日第 月二十七條 日お日第三 りに三省 告發項 示行の昭 すし定期 た定和 。割に五 引基十 短期 期大 債平藏	

十
三

払場元償
込所金還
期支金
日払額

平
成
十
五
年
十二
月
二
十二
日
額
本
銀
行
額
百
円
に
つ
き
百
円